

令和5年度公立大学法人宮崎県立看護大学障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日制定

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者優先調達の一層の推進を図る。

第2 対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

第3 調達目標

年度調達額 33万円

第4 調達の対象品目

（1）物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品

（2）役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、その他のサービス・役務

第5 調達の推進方法

（1）予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。

（2）調達を円滑に進められるよう、県等を通じて障害者就労施設等が供給できる物品等の情報収集に努める。

第6 調達実績の公表

年度終了後、速やかに、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要をとりまとめ、公表する。

令和4年度公立大学法人宮崎県立看護大学障害者就労施設等からの物品等の調達実績概要

令和5年4月1日

1	種 別	役務
2	調達品目	印刷製本
3	調 達 額	3 2 4 千円